

教職員互助会のあらまし(令和6年度)

— 青森県教職員互助会に加入しましょう —

青森県教職員互助会は

会員への福利厚生事業として、「給付事業」、「厚生事業」、「貸付事業」を実施しています。

「給付事業」は、病院等を受診した際、自己負担額が3,100円を超えた分を自動で給付する「医療費補助金」をメインに、「結婚祝金」、「出産祝金・見舞金」、「入学・卒業祝金」などを給付しています。

「厚生事業」は、宿泊施設の利用補助、コンサートなどの芸術鑑賞機会の提供、スポーツ観戦の補助のほか、人間ドック、予防接種を受診した際、自己負担金の一部を補助しています。

また「貸付事業」は、「生活資金貸付」と「つなぎ融資貸付」を実施しておりますが、新規貸付は、令和6年6月末で終了します。

さらに、青森県民の教育・文化の活動を支援する事業として「教育・文化事業」を実施しています。

詳しい事業内容は、次頁に記載していますので、ご覧ください。

なお、加入資格や掛金等については下記のとおりです。

◇加入資格

1. 公立学校共済組合青森支部に加入する組合員である教職員及び教育関係職員
(ただし、任意継続組合員を除く。)
2. 一般財団法人青森県教職員互助会の事務局職員
3. 理事会が承認した者

任意加入ですので、加入を希望される場合は、「互助会加入申込書」を提出してください。
(添付書類は不要。)

◇掛 金

掛金は、給料の月額(教職調整額を含む。)に7/1000を乗じた額(円未満の端数切捨て)で、毎月、給料から控除されます。(期末・勤勉手当からは控除しません。)

【例】給料表 教(二)2-13の場合

給料月額	219,700円		
教職調整額(4%)	8,788円		
計	228,488円	$\times 7/1,000$	$= 1,599円$

(掛金月額)

◇設立の目的・沿革

会員に対する福利厚生事業を実施することにより、会員の生活の安定と福祉の向上を図るとともに、青森県民の教育・文化の活動を支援することにより、青森県の教育・文化の振興発展に寄与することを目的に設立されました。

昭和39年 4月 1日 任意団体として設立

昭和61年11月 1日 財団法人として設立

平成25年 4月 1日 一般財団法人へ移行

◇運 営

執行機関として教育関係者11名で組織する理事会(理事長は県教育長)と、議決機関として教育関係者11名で組織する評議員会を設置しており、ほかに監事2名を置いています。

また、日常の業務は、県教育庁職員福利課内で行っています。

一般財団法人青森県教職員互助会

〒030-8540 青森市長島一丁目1番1号 青森県教育庁職員福利課内

TEL 017-734-9914



互助会の事業内容（令和6年度）

青森県教職員互助会では、下記のとおり様々な事業を行っています。
「給付事業」と「厚生事業」には、請求が必要な場合がありますので、請求忘れないようにご注意ください。

《給付事業》

事業名	事業内容	給付額
医療費補助金 【自動給付】	会員又は被扶養者が傷病により医療機関を受診し、自己負担したとき	自己負担額－（共済組合給付額＋3,000円） （ただし、100円未満の場合を除く。） ※共済組合給付額は、自己負担額から25,000円を控除した額
医療機関と調剤薬局の自己負担額は合算せず、それぞれの自己負担額が3,100円を超えた場合、給付となります。		
【例1】自己負担額が3万5千円の場合 $35,000円 - 25,000円 = 10,000円$ （共済組合給付額） $35,000円 - (10,000円 + 3,000円) = 22,000円$ （互助会給付額）		
【例2】自己負担額が5千円の場合（共済組合からの給付なし） $5,000円 - 3,000円 = 2,000円$ （互助会給付額）		
※自動で計算し、診療月の3カ月後に個人口座へ振り込みしますので、請求手続きは不要です。 入院見舞金も同様です。		
入院見舞金 【自動給付】	会員又は被扶養者が入院したとき	1日につき 500円 （1日目から給付）
死亡弔慰金 【※請求】	会員又は被扶養者が死亡したとき	会 員 250,000円 被扶養配偶者 100,000円 その他の被扶養者 50,000円
災害見舞金 【※請求】	会員が水害・地震・火災その他の非常災害により住居等に一定の損害を受けたとき	損害の程度に応じて 100,000円 ～ 300,000円
結婚祝金 【請求】	会員が結婚したとき	50,000円
出産祝金・見舞金 【※請求】	会員又は被扶養者が出産（妊娠4カ月以上の流産、死産、母体保護法による中絶を含む。）したとき	35,000円
入学・卒業祝金 【所属所に調査後、該当者に給付】	会員の子が義務教育諸学校へ入学、また、中学校（中学部）を卒業したとき	10,000円
無給付者褒賞金 【自動給付】	会員が前年度中に給付事業のうち、無給付者褒賞金以外の給付を受けなかったとき	5,000円
退職慰労金 【自動給付】	会員が10年以上在会し、退職（死亡退職は除く。）により退会したとき	10年以上20年未満 30,000円 20年以上30年未満 40,000円 30年以上 50,000円
妊婦支援補助 【請求】	会員又は被扶養者が妊娠4カ月（85日）に達したとき	1回の妊娠につき 30,000円
リフレッシュ助成 【自動給付】	会員が在会20年及び30年に達したとき	在会20年の会員 10,000円 在会30年の会員 20,000円
遺児給付金 【請求】	死亡した会員に、その年度末に満18歳以下の被扶養者がいるとき	1人につき 250,000円
育児支援金 【請求】	会員が、5日以上育児休業を取得し、かつ5日経過したとき	同一の子1人につき 20,000円

《厚生事業》

事業名	事業内容
施設利用補助 【一部請求】	<p>①会員又は被扶養者が指定宿泊施設に宿泊したとき、1泊につき1人1,000円を補助</p> <p>利用方法等の詳細は、最後のページに記載している「指定宿泊施設利用方法」と「指定宿泊施設一覧」をご覧ください。</p> <p>②令和6年度限定 会員又は被扶養者が、指定宿泊施設以外の施設に宿泊したとき、1泊につき一人1,000円を補助 ただし、会員一人につき、年度内3,000円を限度とします。 (上記①の指定宿泊施設に宿泊した場合を除く。)</p> <p>《利用方法》 「令和6年度施設利用補助金請求書」に領収書を添付し、互助会に請求してください。</p>
芸術鑑賞補助事業 【申込】	<p>会員に芸術鑑賞の機会を提供する</p> <p>① 県内の公立文化施設が実施する舞台芸術公演チケットの斡旋 ② 博物館等の特別展チケットの配付</p>
スポーツ観戦補助事業 【請求】	<p>会員又は被扶養者がスポーツを観戦したとき補助</p> <p>チケット単価の半額(2,000円を限度)を補助 ただし、会員一人につき、年度内6,000円を限度</p>
ドック負担金補助事業 【自動給付・請求】	<p>会員が、公立学校共済組合青森支部等が実施する宿泊ドック、一日ドックを受診したとき、自己負担金の一部を補助</p> <p>・宿泊ドック 10,000円補助 ・一日ドック 3,000円補助</p> <p>※公立学校共済組合青森支部の組合員が受診した場合は、令和5年度から自動給付。 令和3,4年度に受診し未請求の場合、請求書の提出が必要。 ただし、受診日から3年以内の請求に限る。</p>
予防接種負担金補助事業 【請求】	<p>会員が、インフルエンザ予防接種を受け自己負担したとき、1,000円を補助</p>

「※請求」・・・公立学校共済組合青森支部あてに請求書を提出した場合は、自動給付となります。

《貸付事業》

事業名	事業内容
生活資金貸付 【申込】	<p>会員が臨時に資金を必要とするとき、10万円、20万円、30万円、40万円、50万円のうち1人1口を貸付ける。【手数料率 年0.9パーセント】</p> <p>※令和6年6月末で新規貸付終了</p>
つなぎ融資貸付 【申込】	<p>公立学校共済組合青森支部から、特別貸付け・高額医療貸付け及び出産貸付け以外の貸付を受ける会員が、共済組合からの送金日以前に資金を必要とするときに共済組合貸付決定額を貸付けする。【手数料率 年0.9パーセント】</p> <p>※令和6年6月末で新規貸付終了</p>

※臨時講師等の任用期間に定めがある会員は、貸付事業は対象外となります。

《教育・文化事業》

事業名	事業内容
厚生文化事業補助	青森県教育厚生会が実施する厚生文化事業に要する経費に補助金を交付
図書館図書贈呈	県立図書館に、児童・生徒用図書及び子どもの読書活動推進を支援するための図書を贈呈
芸術文化奨励	青少年の文化活動を支援するため、青森県高等学校文化連盟、青森県中学校文化連盟の活動に要する経費に補助金を交付
学校図書贈呈	県内の公立小中学校及び県立特別支援学校の小・中学部に、図書を贈呈
教育振興事業補助	「あおもり教育の日」推進協議会の事業等に要する経費に補助金を交付

※図書館図書贈呈、芸術文化奨励及び学校図書贈呈は、「公益目的支出計画」に記載している事業です。

「公益目的支出計画」とは、平成25年4月1日に一般財団法人へ移行した際、それまで公益法人として税制優遇等により法人内部に留保していた財産を、公益的な事業に費消しゼロとするための計画です。

「学校図書贈呈」の贈呈対象校の拡大等により「公益目的支出計画」の実施期間が55年ほど短縮され、令和18年度末に完了する見込みです。

指定宿泊施設利用方法

【直接割引】の施設と【後日請求】の施設の利用方法は、下記のとおりです。

なお、【直接割引】の施設と【後日請求】の施設は、次ページの「指定宿泊施設一覧」で確認できます。

◎【直接割引】の施設に宿泊した場合

宿泊施設のフロントに会員証を提示すると、精算時に利用料金から1泊につき1人1,000円を控除します。
(会員が単独で【直接割引】の施設に宿泊した場合のみ該当。)

◎【後日請求】の施設に宿泊した場合

所定の宿泊料金を支払った後、ホームページ又は各所属所の「福利厚生ハンドブック」様式に掲載の「施設利用補助金請求書」に、施設が発行した領収書を添付し、互助会に補助金の請求をしてください。
医療費補助金等の給付金と同様に個人口座へ振り込みします。

利用区分	会員単独で利用	被扶養者のみで利用	会員と被扶養者が同時に利用
【直接割引】の施設	【直接割引】	【後日請求】	
【後日請求】の施設	【後日請求】		

≪利用例≫

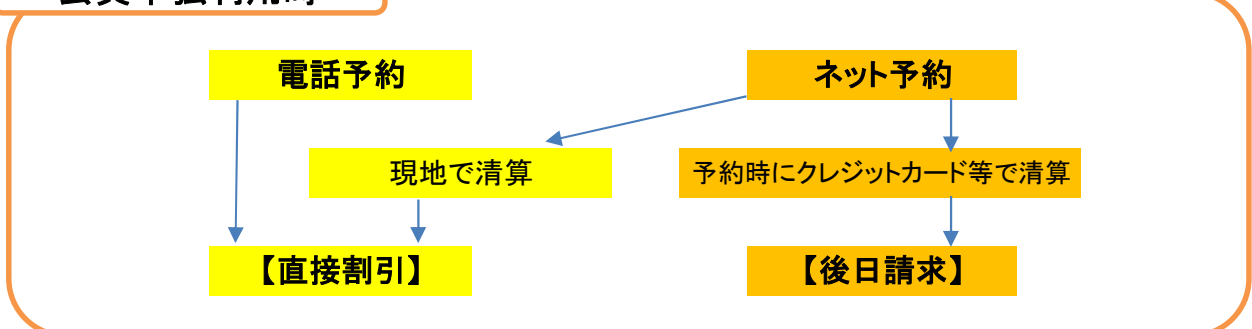
利用区分	会員単独で利用	会員を含め複数名で利用	被扶養者のみで利用
宿泊者	全員が会員	会員と被扶養者でない者	会員と被扶養者
補助方法	【直接割引】		【後日請求】

≪注意…ネット予約をした場合≫

ネット予約をし、清算後に宿泊する場合は、会員単独利用でも【直接割引】が受けられない場合があります。
【直接割引】する場合は、現地で清算するようお願いいたします。

清算後に宿泊した場合は【後日請求】となりますので、「施設利用補助金請求書」を提出してください。

会員単独利用時



指定宿泊施設一覧

【直接割引】の施設

令和6年4月1日現在

区分	施設名	所在地	電話
青森県内	アップルパレス青森	030-0802 青森市本町5-1-5	017-723-5610
	ごしょがわら温泉ホテル	037-0006 五所川原市松島町2-90	0173-34-2121
	黄金崎不老ふ死温泉	038-2327 深浦町舳作下清滝15	0173-74-3500
	福祉健康保養センター つがる富士見荘	038-3542 鶴田町廻堰大沢71-1	0173-22-3003
	アソベの森いわき荘	036-1343 弘前市百沢寺沢28-29	0172-83-2215
	シティパークホテル八戸	031-0031 八戸市番町5-5	0178-45-7711
	はねやホテル	035-0035 むつ市本町2-7	0175-22-8445
北海道・東北	ホテルライフオーソ札幌	064-0810 北海道札幌市中央区南 10条西1丁目	011-521-5211
	サンセール盛岡	020-0883 岩手県盛岡市志家町1-10	019-651-3322
	仙養館	028-5711 岩手県二戸市金田一 大沼24	0195-27-2231
	ホテル白萩	980-0012 宮城県仙台市青葉区錦町 2-2-19	022-265-3411
	あづま荘	960-0201 福島県福島市飯坂町 中ノ内1-1	024-542-3381

【後日請求】の施設

区分	施設名	所在地	電話
県内	星野リゾート 青森屋	033-0044 三沢市古間木山56	050-3134-8094
	亀の井ホテル 青森まかど	039-3175 野辺地町湯沢9	0175-64-3131
東京都内	ホテルルポール麹町	102-0093 東京都千代田区平河町 2-4-3	03-3265-5361
	東京ガーデンパレス	113-0034 東京都文京区湯島1-7-5	03-3813-6211
	東京グリーンパレス	102-0084 東京都千代田区二番町2	03-5210-4600

指定宿泊施設の宿泊予約や利用料金等については、各施設へ直接お問い合わせください。